

重要説明事項 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム
(令和7年6月25日現在)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 永寿福祉会
事業者の所在地	大阪市平野区喜連2-2-40
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 村田 聡
電話番号	06-6790-6666

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム長吉
施設の所在地	大阪市平野区长吉川辺3-20-14
施設長名	新田 信江
電話番号	06-6790-0007
ファクシミリ番号	06-6790-0236

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大阪市の事業者指定		利用定数	大阪府基準 該当サービス
	指定年月日	指定番号		
短期入所生活介護	12年1月31日	第2775800432号	16名	該当
介護予防短期入所生活介護	18年4月1日	第2775800432号	16名	該当

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法等関係法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
施設運営の方針	当施設にあっては、利用者が一時的に居宅において日常生活が困難な場合に、利用者の要介護状態区分に従い、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、指定介護福祉施設サービスを提供する。

5. 施設の概要

(1) 敷地及び建物（永寿の里 彩羽と共用）

敷地	3,540.05㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造6階建（耐火建築）（占有：1～4階）
	延べ床面積	5,890.75㎡（占有：4,348.03㎡）
	利用定員	120名（施設入所104名,短期入所16名）

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積	備考
個室	9室	14.6㎡	14.60㎡	内4室個室対応、3階の個室は多床室扱いとなります
2人部屋	10室	17.5㎡	8.75㎡	多床室対応
3人部屋	1室	30.8㎡	10.26㎡	多床室対応
4人部屋	22室	33.6㎡	8.40㎡	多床室対応

各部屋の配置ならびに構造については、別添のパンフレットを参照してください。

(3) その他主な設備

設備の種類	数	面積	一人あたりの面積
食堂	1室	269.72㎡	2.24㎡
機能訓練室	1室		
一般浴室	2室		
機械浴室	特殊浴槽2台		
医務室	1室		

6. 従業員体制（主たる従業員）

介護保険法による従業員の配置基準に基づき以下の従業員を配置しております。

（特別養護老人ホーム入所定員104名、併設短期入所生活介護及び併設介護予防短期入所生活介護利用定員16名の基準。尚、従業員数については常勤換算法に基づいた人数となります。）

従業員の職種	指定基準	実配置人員数	職務内容
施設管理者(併設事業所と兼務)	1名	1名	本施設の運営管理全般の管理監督
事務員	—	2名	利用者の財産管理及び庶務・経理・その他
医師	1名	2名	利用者の医療及び保健指導
生活相談員	2名	2名	利用者の処遇上の諸施策の推進、ケースワーク及びこれらの為の業務調整
介護支援専門員	2名	2名	利用者の施設サービス計画（ケアプラン）の作成及び調整
介護従業員	36名	39名	利用者の介護、日常生活の指導訓練等の業務の介助
看護従業員	4名	6名	医師の指示による利用者の保健指導及び診療補助ならびに介護の業務
機能訓練指導員	1名	1名	日常生活を営む為に必要な身体的機能の維持向上及び機能低下の予防
栄養士	1名	1名	利用者の栄養ケアマネジメント計画の作成と調整、その他食生活全般にわたる指導等の業務
調理員等	—	—	給食業者へ委託

7. 従業員の勤務体制

主たる勤務体制は原則以下のとおりとなります。

（短期生活介護サービス事業と一体の従業員配置となります。）

職種	主たる勤務体制
事業所長・介護支援専門員 生活相談員・栄養士・事務員	9：30～18：00の勤務時間となります。
看護従業員・機能訓練指導員	8：30～19：00の間で交代制勤務となります。
介護従業員	日勤帯 7：30～20：30の間で交代制勤務となります。 日勤帯勤務従業員数は平均約16名となります。 （常勤換算法にて算出）
	夜勤帯 ① 17：30～翌日10：30 ② 16：30～翌日9：30 上記の勤務時間にて合計5名の勤務となります。

8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

サービス種別	内 容
施設サービス計画の作成	ご希望等を確認し、その方の身体・精神状況等に合わせて施設サービス計画を作成しサービス提供を行います。
食 事	食事時間 朝 食 8時～ 9時30分まで 昼 食 12時～13時30分まで 夕 食 18時～19時30分まで 食事場所 できるだけ離床して食堂でお食べください。献立表は、食堂に掲示します。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
排 泄	利用者の状況にあわせた自立排せつを基本とし清潔を保ちます
入浴・清拭	入浴回数 週2回 健康状態により入浴ができない方には、タオルで体をおふきします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
寝具の消毒	寝具の消毒は、寝具の取り替え時に行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	理学療法士等により、機能訓練を利用者の状況にあわせて行います。
健康管理	併設の診療所の医師により、健康管理に努めます。 外部の医療機関に通院する場合はできる限り介助にご協力します。
娯楽等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 テレビ、ビデオ、カラオケセット、雑誌等
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。

(2) 利用料

介護保険及び関係法令に基づき以下の①と②と③の合計が利用料となります。

●介護保険サービス

①介護老人福祉施設利用に伴う利用者負担（別紙料金表をご参照ください。）

●介護保険給付外サービス

②居住にかかる費用・食事の提供にかかる費用

サービスの種別	内 容	自己負担額
居住費（居住にかかる費用）	多床室（水道光熱費及び室料相当） 個室（水道光熱費及び室料相当）	別紙料金表のとおり。
食費（食事の提供にかかる費用）	食材料費、調理費、水道光熱費、器具備品保全費および減価償却費、ごみ処理費用等にて算出	別紙料金表のとおり。

③ その他のサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
金銭管理サービス	銀行通帳、印鑑、保険証等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。 ご利用されるか否かは任意です。 ご利用する場合には別途ご契約が必要です。	月1,000円（非課税）
電気代	個人のテレビ等の電化製品を居室で使用する場合	1,500円/1カ月（税込）
理容・美容	毎月2回、ご希望の方は、理髪サービスをご利用いただけます。	実費となります）

行事・アクティビティーサービス等	当施設では、レクリエーション行事、クラブ活動等を用意しております。参加されるか否かは任意です。	無料です。 ※行事の交通費やアクティビティー活動の材料代等実費をご負担していただく場合があります。
日常生活品の購入代行	利用者個人の希望される日用品の購入の代行をさせていただきます。	代金をご負担いただきます。

※医療について。

当施設内併設の診療所医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

・利用料金の変更について

*介護保険サービス費用以外の利用料については経済状況の著しい、変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合1月前までに変更の内容と変更する事由について説明を行い同意を得るものとします。

9.利用料のお支払い方法

前頁から当頁の利用料は1カ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、以下の方法に従いその月の末日までにお支払いください。

お支払方法	入金先	領収書の交付
自動引落	利用できる金融機関:関西みらい銀行・郵便局・その他 関西みらい銀行 翌月16日(銀行休業の場合 翌営業日) りそな決済サービス:翌月22日(ゆうちょ銀行、その他) ⇒申請手数料55円、引落手数料165円	引落確認後に交付
銀行振込	下記預金口座への振込 銀行名:関西みらい銀行 支店名:喜連支店 預金種目:普通預金 口座番号:NO.0297349 口座名義:社会福祉法人 永寿福社会 理事長 村田 聡	入金確認後に交付

10.非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、夜間想定を含め定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行うものとする。

1 1.身体拘束等適正化への取り組み

本施設では介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、当該お客さま又は他のお客さま等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、当該お客さま又は他のお客さま等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。

2 施設は、前項の緊急やむを得ない場合に身体抑制を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ①身体拘束等適正化にむけた委員会を設置します。
- ②「身体抑制に関する説明・経過観察記録」に身体抑制にかかる態様及び時間、その際のご家族さまの心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ③お客さま又はご家族に説明し、その他方法がなかったかを検討します。

- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。
- ①身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
その責任者は施設長とします。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。

1.2. 高齢者虐待防止について

当施設は、利用者の虐待防止及び権利利益の擁護のための指針を設け、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど、次に掲げる必要な措置を講じています。

- ①当施設は、ご利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④虐待を防止するため、従業者に対し、年2回以上の定期的な研修を実施します。

当施設は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者 施設長 新田 信江

1.3. 介護・医療事故防止活動及び事故発生時の対応

当施設では介護・医療事故の再発防止の委員会を設置し、事故原因への対策の実施や転倒等の事故につながらない介護方法を検討し、再発防止に取り組んでいます。
また、介護福祉施設サービスの提供において事故等によって利用者の方が怪我等を負った場合の対応については以下の順序にての対応を原則とし実施します。但し、利用者の方の安全を最優先いたしますので実施内容・実施順が変更される場合もあります

- ① 事故の発生、緊急・怪我の対応
事故発生時の利用者の安全を最優先し、事故や緊急事態の状況確認と怪我等の対応を医師・看護従業者・介護従業者等で実施いたします。
- ② 家族への連絡
事故発生後すみやかに、事故の内容・利用者の状態・医療機関等への受診等をご説明いたします。
- ③ 医療機関受診・治療
利用者の状態に応じて医療機関受診等をいたします。
- ④ 利用者の保険者（市町村）へ事故の状況報告を行います。
- ⑤ 事故原因の究明と対応の実施
事故の原因等を究明し、再発防止等の改善を行います。

損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和保険株式会社

1.4. 介護サービスの利用にあたってご留意頂きたい事項

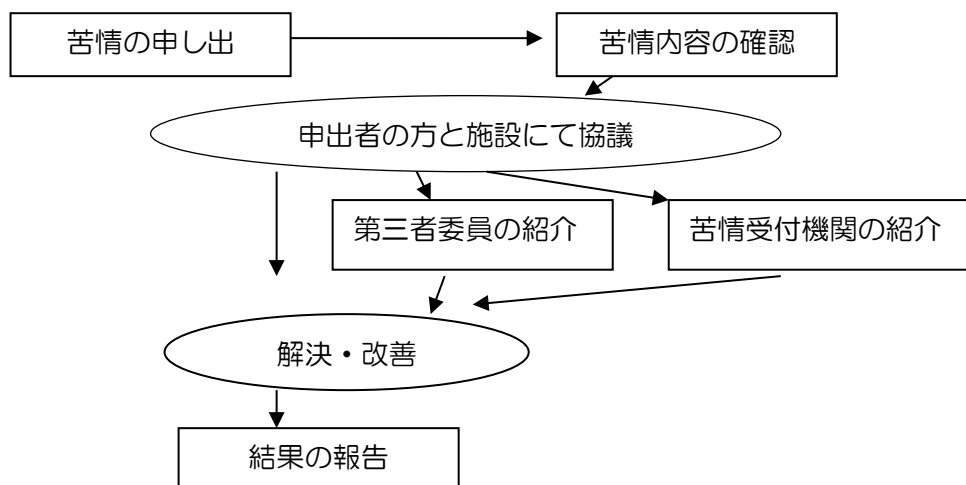
サービスの利用にあたって、以下の行為は禁止とします。

- ① 従業者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- ③ 従業員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- ④ 妥当性を欠く内容の要求を行うこと
- ⑤ 要求を実現するための手段様態が社会通念上不相応な言動

15. 苦情解決の対応

(1) 苦情解決の流れ



(2) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

苦情受付担当者 係長 富永 健太
 苦情解決責任者 施設長 新田 信江

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：30～18：00

○電話番号 06-6790-0007

○FAX 06-6790-0236

(3) 第三者委員

本事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、利用者の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員一覧>

名 前	連 絡 先
西田 昌司（税理士）	075-661-6300
中島 公司（大阪市権利擁護専門相談員・司法書士）	080-1453-7172

(4) 行政機関その他苦情受付機関

○事業所所在地の市町村窓口 大阪市平野区保健福祉課 介護保険担当	所在地 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 電話番号 06-4302-9859 FAX. 06-4302-9943 受付時間 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
○あなたがお住まいの市町村窓口	所在地 電話番号 FAX.
○事業所の指定権限者 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ	所在地 大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号 06-6241-6310 FAX. 06-6241-6608 受付時間 午前9時から午後5時30分まで (土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)
○その他の相談窓口 大阪市社会福祉協議会 大阪介護サービス相談センター	所在地 大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター308 電話番号 06-6766-3800 FAX. 06-6766-3822 受付時間 午前9時～午後5時

	(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)
○その他の相談窓口 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 (中央大通りFNBビル内) 電話番号 06-6949-5247 FAX. 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時 (土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

16. 感染症への対応

当施設において感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 施設に従事する従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 施設の整備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底をしています
- ④ 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び感染症が発生した場合を想定した訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

17. 重度者への対応

当施設では重度の方への対応として常勤の看護従業員を1名以上の配置し看護の責任者を定めております。及び協力病院等との連携により24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を整えております。

○看護責任者 看護主任 花田 美由紀

18. 褥瘡防止について

褥瘡防止について当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

○褥瘡予防対策担当者 看護主任 花田 美由紀

19. 看取り介護について

看取り介護については『看取り介護に関する指針』に基づいて以下の対応を原則とします。

- (1) 利用開始時に看取り介護の基本理念を説明し、利用者又はご家族に対し生前の意志を確認いたします。
- (2) 看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みのないと判断した時に積極的に治療をしない状態又は生物学的に老衰状態にあると判断される場合）がされた時を看取り介護の開始とします。
- (3) 看取り介護の開始にあたり、利用者又はご家族に対して医師からの状況報告を基に十分なインフォームドコンセントを行い、利用者またはご家族と契約を行います。
- (4) 看取り介護においてはそのケアに携わる介護支援専門員、生活相談員、看護従業員、栄養士、介護員従業員等従事するものが共同し、看取り介護に関する計画を作成し、随時（週1回以上）利用者・家族説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。

20. 地域等との協力・連携について

社会参加活動や地域住民の方々との交流を促進する観点から、事業の運営にあたって地域住民やボランティア団体等との連携や協力を行い、地域との交流を図ります。

特に災害時での対応においては地域の方々との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練や防災訓練などの実施に当たって、地域の方々の参加を促し、有事の際に協力を得られるよう連携に努めていきます。

21. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、お客さまに対する本施設でのサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。（それぞれ年2回以上）
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22. 協力医療機関

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
協力医療機関	医療機関の名称	社会医療法人医真会グループ 医真会八尾総合病院
	所在地	大阪市大阪府八尾市沼1丁目41番地
	電話番号	072-948-2500
	診療科	内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、外科、整形外科 脳神経外科、心臓血管外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科 眼科、歯科・口腔外科、リハビリテーション科、放射線科 麻酔科、総合診療科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	当事業者と病院は、施設の医療運営に係る不測の事態に対する医療機関を委託する。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人橘会 東住吉森本病院
	所在地	大阪市東住吉区鷹合3丁目2番66号
	電話番号	06-6606-0010
	診療科	内科、消化器科、外科、脳外科、整形外科、神経内科、眼科、 形成外科、循環器科、放射線科、リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	当事業者と病院は、施設の医療運営に係る不測の事態に対する医療機関を委託する。

23. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	村上歯科医院
所在地	大阪市平野区平野西5-1-16 ロイヤルハイツ平野103
電話番号	06-6702-5663

24. 食事サービスの体制

- (1) 管理栄養士による栄養管理
当施設では管理栄養士を配置し、利用者の身体状況や病状に応じた食事の提供を実施しています。
- (2) 栄養マネジメント
利用者の栄養状況・摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成しお一人おひとりに合わせた食事サービスを提供しています。栄養ケア計画には医師・管理栄養士・看護従事員・介護支援専門員・介護従事員等多職種の従業員が係わって作成いたします。
- (3) 経口移行及び経口維持の援助
現に経管で食事を取られている利用者へ、医師の指示に基づいて経口摂取の計画を立て栄養管理を行います。（経口移行加算）また、摂食・嚥下機能が低下された利用者へ、医師の指示のもと誤嚥防止に配慮した経口維持の計画を基に栄養管理を

実施いたします。（経口維持加算）

（４）療養食の提供

利用者の病状等あわせ、医師の指示に基づいて療養食（厚生労働大臣の定めたもの）を提供いたします。（療養食加算）

25. 口腔衛生管理の体制

当施設は、利用者の口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による施設従業員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施等により、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を実施します。

26. 個人情報保護について

当法人において取得した利用者の個人情報については、適性かつ円滑なサービス提供を行い利用者の生活の継続を目的として使用します。内部での使用についてはサービスの質の向上及び事故等やサービス提供従業員間の連携・介護サービス事業所等で行われる実習への協力等で使用します。また、外部への個人情報の提供に関しては受診調整および入院の円滑な調整を図るための連携や照会への回答・家族等への心身の状況説明及び預かり金の状況報告・施設便り、広報誌及び誕生者の紹介等の掲示物において、お名前・年齢等個人特定できる記載内容の報告等があります。また、利用者の個人情報に関しては担当者を決め当法人の個人情報保護規定に基づいて管理しております。詳しくは従業員へお問い合わせください。

27. 情報公開について

当法人の事業計画書・経営状況の資料を利用者へ公開しております。下記のホームページまたは施設で閲覧ができますので従業員へお申し出ください。

ホームページ <https://www.eijyu.or.jp/>

28. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（概ね午前10時から午後4時半時）を遵守し、必ず面会者名簿に記入の上従業員に届出てください。尚、面会方法については社会情勢や地域状況により変更になる場合がありますのでご留意ください。
食物等の持込	生もの等の持込に関しては食中毒防止の観点から原則禁止とします。また、利用者の状態により喉詰り等の事故防止のため、食品や飲料水の持込に関しては必ず従業員へご確認下さいますとともに、他の利用者へのお裾分けについては禁止といたします。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず、外出泊届を事前に提出し許可を得て下さい。尚、社会情勢や地域状況により変更になる場合がありますのでご留意ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます。
喫煙	敷地内禁煙になります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	「持ち物チェックリスト」に基づき管理します。
現金等の管理	申し出により事務所で、銀行預金口座扱いで管理します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

29. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供開始に当たり

利用者 _____ 様に

立会人 _____ 様に

対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

長吉診療所での医療費の領収書に関し、1か月単位での発行について同意します。

事業者

所在地 大阪市平野区喜連2-2-40

法人名 社会福祉法人 永寿福社会

代表者名 理事長 村田 聡

事業所名 特別養護老人ホーム長吉

管理者名 新田 信江

説明者氏名 _____ 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

立会人

住所 _____

氏名 _____ 印

別表

料 金 表 (令和6年8月1日現在)

I 介護保険のサービス

(1) 介護保険サービス費用 (※今後発出される介護報酬改定 Q&A により変更可能性があります※)

※介護保険及び関係法令に基づく利用者負担金 (一割負担の例) (非課税)

基本サービス(1日)			② 利用者の状況による加算(1日)	
要介護度	個室利用	多床室利用	○初期加算	33円/入所後30日
要介護1	631円		○外泊加算	264円
要介護2	706円		○安全対策体制加算	21円/1回のみ
要介護3	785円		○療養食加算	7円/1食につき
要介護4	860円		○経口移行加算	30円
要介護5	934円		○看取り介護加算Ⅰ	78円 (31日以前) 155円 (4~30日以下) 729円 (2日、3日前) 1,379円 (死亡日)
基本的な加算(1日)			○個別機能訓練加算(Ⅰ)	13円
サービス提供体制強化加算Ⅱ (日常生活継続支援加算算定時は頂きません)		20円	○経口移行加算	30円
日常生活継続支援加算		39円	○在宅復帰支援機能加算	11円
看護体制加算Ⅰ		5円	○配置医師緊急 時対応加算	697円 (早朝・夜間) 1,394円 (深夜) 348円 (時間外)
看護体制加算Ⅱ		9円	○再入所時栄養連携加算	214円
夜勤職員配置加算		14円	利用者の状況による加算(1月)	
常勤医師配置加算		27円	○経口維持加算Ⅰ	429円
精神科医療養指導加算		6円	○経口維持加算Ⅱ	108円
栄養マネジメント強化加算			○口腔衛生管理加算Ⅰ	97円
基本的な加算(1月)			○口腔衛生管理加算Ⅱ	117円
ADL維持等加算Ⅰ		32円	○褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円
ADL維持等加算Ⅱ		64円	○褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13円
自立支援促進加算		300円	○排せつ支援加算Ⅰ	10円
科学的介護推進体制加算Ⅰ		43円	○排せつ支援加算Ⅱ	16円
科学的介護推進体制加算Ⅱ		54円	○排せつ支援加算Ⅲ	21円
			○個別機能訓練加算(Ⅱ)	21円
			○個別機能訓練加(Ⅲ)	21円



●介護職員等処遇改善加算	おおむね一か月の介護保険利用料金の合計に14.0%をかけた金額
---------------------	---------------------------------

*介護保険のサービス費用に変更があった場合は変更後の金額になります。また、利用料金の計算上実際の請求額と異なる場合があります。(端数計算の為)

*ご契約者が要介護認定を受けていない場合等には一旦全額をお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※介護保険及び関係法令に基づく利用者負担金（二割負担の例）

基本サービス(1日)	
要介護度	個室利用 多床室利用
要介護1	1,262円
要介護2	1,412円
要介護3	1,570円
要介護4	1,720円
要介護5	1,868円
基本的な加算(1日)	
サービス提供体制強化加算Ⅱ(日常生活継続支援加算算定時は頂きません)	40円
日常生活継続支援加算	78円
看護体制加算Ⅰ	10円
看護体制加算Ⅱ	18円
夜勤職員配置加算	24円
常勤医師配置加算	54円
精神科医療養指導加算	12円
基本的な加算(1月)	
ADL維持等加算Ⅰ	64円
ADL維持等加算Ⅱ	128円
自立支援促進加算	600円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	86円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	108円



② 利用者の状況による加算(1日)	
○初期加算	66円/入所後30日
○外泊加算	527円
○安全対策体制加算	42円/1回のみ
○療養食加算	14円/1食につき
○経口移行加算	60円
○看取り介護加算Ⅰ	156円 (31日以前) 310円 (4~30日以下) 1,458円 (2日、3日前) 2,758円 (死亡日)
○個別機能訓練加算(Ⅰ)	26円
○経口移行加算	60円
○在宅復帰支援機能加算	22円
○配置医師緊急時対応加算	1394円 (早朝・夜間) 2,788円 (深夜)
○再入所時栄養連携加算	428円
利用者の状況による加算(1月)	
○経口維持加算Ⅰ	858円
○経口維持加算Ⅱ	216円
○口腔衛生管理加算Ⅰ	194円
○口腔衛生管理加算Ⅱ	234円
○褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6円
○褥瘡マネジメント加算Ⅱ	27円
○排せつ支援加算Ⅰ	21円
○排せつ支援加算Ⅱ	32円
○排せつ支援加算Ⅲ	42円
○個別機能訓練加算(Ⅱ)	42円
○個別機能訓練加算(Ⅲ)	42円

●介護職員等処遇改善加算 | おおむね一か月の介護保険利用料金の合計に14.0%をかけた金額

*介護保険のサービス費用に変更があった場合は変更後の金額になります。また、利用料金の計算上実際の請求額と異なる場合があります。(端数計算の為)

*ご契約者が要介護認定を受けていない場合等には一旦全額をお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※介護保険及び関係法令に基づく利用者負担金（三割負担の例）

基本サービス(1日)	
要介護度	個室利用
要介護1	1,893円
要介護2	2,118円
要介護3	2,355円
要介護4	2,580円
要介護5	2,802円
基本的な加算(1日)	
サービス提供体制強化加算Ⅱ(日常生活継続支援加算算定時は頂きません)	60
日常生活継続支援加算	117円
看護体制加算Ⅰ	15円
看護体制加算Ⅱ	27円
夜勤職員配置加算	42円
常勤医師配置加算	81円
精神科医療養指導加算	18円
基本的な加算(1月)	
ADL維持等加算Ⅰ	96円
ADL維持等加算Ⅱ	192円
自立支援促進加算	900円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	129円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	162円



② 利用者の状況による加算(1日)	
○初期加算	99円/入所後30日
○外泊加算	792円
○安全対策体制加算	63円/1回のみ
○療養食加算	21円/1食につき
○経口移行加算	90円
○看取り介護加算Ⅱ	234円(31日以前) 465円(4~30日以下) 2,187円(2日、3日前) 4,137円(死亡日)
○個別機能訓練加算(Ⅰ)	39円
○経口移行加算	90円
○在宅復帰支援機能加算	33円
○配置医師緊急時対応加算	2,091円(早朝・夜間) 4,182円(深夜)
○再入所時栄養連携加算	645円
利用者の状況による加算(1月)	
○経口維持加算Ⅰ	1,287円
○経口維持加算Ⅱ	324円
○口腔衛生管理加算Ⅰ	291円
○口腔衛生管理加算Ⅱ	351円
○褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9円
○褥瘡マネジメント加算Ⅱ	29円
○排せつ支援加算Ⅰ	30円
○排せつ支援加算Ⅱ	48円
○排せつ支援加算Ⅲ	63円
○個別機能訓練加算(Ⅱ)	63円
○個別機能訓練加算(Ⅲ)	63円

●介護職員等処遇改善加算 | おおむね一か月の介護保険利用料金の合計に14.0%をかけた金額

*介護保険のサービス費用に変更があった場合は変更後の金額になります。また、利用料金の計算上実際の請求額と異なる場合があります。(端数計算の為)

*ご契約者が要介護認定を受けていない場合等には一旦全額をお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

(2) 居住費（居住に要する費用）（非課税）

個室利用に伴う居住費

1,950円/1日

多床室利用に伴う居住費

970円/1日

各所得段階の負担額の例（1日あたり）

	個室利用の場合	多床室利用の場合
第1段階の方	380円	0円
第2段階の方	480円	430円
第3段階の方	880円	430円
第4段階の方	1,950円	970円

(3) 食事代（食事提供に要する費用）（非課税）

1,670円/1日

各所得段階の負担額の例（1日あたり）

第1段階の方	300円	第3段階の①	650円
第2段階の方	390円	第3段階の②	1,360円
第4段階の方	1,670円		

* 1 食事の提供に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証または、介護保険特定限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とします。なお、居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当概費用の額を算定する場合は、多床室の費用の額の支払を受けることになります。

* 2 居住に要する費用について、入院中又は外泊中は居住費を徴収することができるものとします。ただし、入院中又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当概利用者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護の利用者より滞在費を徴収します。

II I以外のサービス

(1) 金銭管理サービス

1,000円/1月（非課税）

(2) 電気代（利用者がテレビ等の個人の電化製品を居室で使用する場合）

1,500円/1月（税込）

※入所月から退所月の前月まで電気代を徴収差させて頂きます。

(3) その他生活上必要となる費用

- ・利用者の希望による喫茶室での飲み物代
- ・理髪、美容費の実費（非課税）
- ・日常生活品の購入代行費用

100円（税込）